

総務委員会資料

平成28年第4回定例会提出予定議案の説明

【議案第174号関係】

川崎市市税条例の一部を改正する条例の概要

平成28年11月24日

財政局

川崎市市税条例の一部を改正する条例の概要

1 改正内容

平成28年度税制改正に伴い、固定資産税等の課税標準の特例割合をわがまち特例として条例で定めるもの

◎ わがまち特例とは、地方税法に定める特例措置について、国が一律に定めていた割合を法律の定める範囲内において地方団体が自主的に判断し、条例で決定する仕組みのこと

	施設等	地方税法に定める特例割合 (法改正前)	地方税法に定める特例割合 (法改正後)		条例で定める割合
				参酌すべき割合	
①	津波対策の用に供する償却資産 (防潮堤、護岸、胸壁及び津波避難施設)	2分の1	3分の1以上 3分の2以下	2分の1	2分の1
②	再生可能エネルギー発電設備 (※1)	太陽光、風力	2分の1以上 6分の5以下	3分の2	2分の1 (※2)
		水力、地熱、 バイオマス	3分の1以上 3分の2以下	2分の1	3分の1 (※2)
③	認定誘導事業で取得した公共施設等 (公園、広場、下水道及び緑化施設等)	5分の4	10分の7以上 10分の9以下	5分の4	5分の4

※1 風力、水力、地熱及びバイオマスについては、再生可能エネルギー電気の固定価格買取制度を利用する設備が対象となるもの。太陽光は、地方税法の改正により、固定価格買取制度の対象外であって、事業者が政府の補助を受けて新たに取得した設備に対象が変更された（法改正前は、全ての発電設備において固定価格買取制度を利用したものに特例割合を適用）。なお、平成27年度以前に取得した設備については、法改正前の特例割合が引き続き適用される。

※2 「川崎市地球温暖化対策推進基本計画」及び「川崎市環境基本計画」において、再生可能エネルギーに関する取組として、太陽光発電を含む太陽エネルギーの利用量について具体的な目標（2020年度までに2005年度比で30倍とする。）を掲げ利用を促すとともに、その他の再生可能エネルギーについても、地域特性等を踏まえ導入を検討することとしている。この取組を更に推進し、目標を達成するためには、税の軽減措置も含め、市全体でエネルギー施策を推進し、多彩な発電資源の更なる導入促進を図る必要があることから、太陽光、風力、水力、地熱及びバイオマス発電設備すべてについて、法に定める特例割合の範囲のうち、最も税額を軽減する割合とする。

2 適用区分

平成28年4月1日以後に取得された資産について、平成29年度課税分から適用する。

3 その他

引用条文の規定の改正等、所要の整備を行う。

川崎市市税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	改正前
<p>○川崎市市税条例 昭和25年8月19日条例第26号</p>	<p>○川崎市市税条例 昭和25年8月19日条例第26号</p>
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>
<p>1～7 略</p>	<p>1～7 略</p>
<p>(固定資産税等の課税標準の特例等)</p>	<p>(固定資産税等の課税標準の特例等)</p>
<p>8 法附則第15条及び法附則第15条の8に規定する条例で定める割合は、次のとおりとする。</p>	<p>8 法附則第15条及び法附則第15条の8に規定する条例で定める割合は、次のとおりとする。</p>
<p>(1) 法附則第15条第2項第1号に規定する条例で定める割合 3分の1</p>	<p>(1) 法附則第15条第2項第1号に規定する条例で定める割合 3分の1</p>
<p>(2) 法附則第15条第2項第2号に規定する条例で定める割合 2分の1</p>	<p>(2) 法附則第15条第2項第2号に規定する条例で定める割合 2分の1</p>
<p>(3) 法附則第15条第2項第3号に規定する条例で定める割合 2分の1</p>	<p>(3) 法附則第15条第2項第3号に規定する条例で定める割合 2分の1</p>
<p>(4) 法附則第15条第2項第7号に規定する条例で定める割合 4分の3</p>	<p>(4) 法附則第15条第2項第6号に規定する条例で定める割合 4分の3</p>
<p>(5) 法附則第15条第8項に規定する条例で定める割合 3分の2</p>	<p>(5) 法附則第15条第8項に規定する条例で定める割合 3分の2</p>
<p>(6) 法附則第15条第18項本文に規定する条例で定める割合 5分の3</p>	<p>(6) 法附則第15条第18項本文に規定する条例で定める割合 5分の3</p>
<p>(7) 法附則第15条第18項ただし書に規定する条例で定める割合 2分の1</p>	<p>(7) 法附則第15条第18項ただし書に規定する条例で定める割合 2分の1</p>
<p><u>(8) 法附則第15条第29項に規定する条例で定める割合 2分の1</u></p>	<p><u>(8) 法附則第15条第30項に規定する条例で定める割合 2分の1</u></p>
<p><u>(9) 法附則第15条第30項に規定する条例で定める割合 2分の1</u></p>	<p><u>(9) 法附則第15条第31項に規定する条例で定める割合 2分の1</u></p>
<p><u>(10) 法附則第15条第31項に規定する条例で定める割合 2分の1</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>(11) 法附則第15条第33項第1号に規定する条例で定める割合 2分の1</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>(12) 法附則第15条第33項第2号に規定する条例で定める割合 3分の1</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>(13) 法附則第15条第36項に規定する条例で定める割合 3分の2</u></p>	<p><u>(10) 法附則第15条第36項に規定する条例で定める割合 3分の2</u></p>
<p><u>(14) 法附則第15条第39項に規定する条例で定める割合 3分の2</u></p>	<p><u>(11) 法附則第15条第39項に規定する条例で定める割合 3分の2</u></p>
<p><u>(15) 法附則第15条第40項に規定する条例で定める割合 4分の3</u></p>	<p><u>(12) 法附則第15条第40項に規定する条例で定める割合 4分の3</u></p>

改正案	改正前
(16) 法附則第15条第42項に規定する条例で定める割合 5分の4	(新設)
(17) 法附則第15条の8第4項において読み替えて準用する法附則第15条の6第2項に規定する条例で定める割合 3分の2	(13) 法附則第15条の8第4項において読み替えて準用する法附則第15条の6第2項に規定する条例で定める割合 3分の2